

事業費補助金調査票(表)

補助金名	人間ドック助成金
------	----------

担当課	市民生活部保険年金課				
科目・事業コード	会計	款	項	目	事業
	03	05	02	01	10 - 01
事業名	保健衛生普及費				
新規・継続の別	継続				
補助・単独の別	市単				
補助の種類	事業				

R2実施計画額	39,350	千円
R1 予算額	39,290	千円
H30 決算額	35,148	千円
H29 決算額	35,325	千円
H28 決算額	37,670	千円
H27 決算額	33,745	千円
H26 決算額	30,252	千円

事業の趣旨・目的	成田市国民健康保険被保険者の疾病の予防、早期発見及び早期治療に役立て、健康の保持増進を図るため、人間ドック受検費用の一部を助成する。			補助対象者	【補助対象者】																											
	開始年度	平成 9 年度			<ul style="list-style-type: none"> ・成田市国民健康保険被保険者で市と契約した医療機関で人間ドックを受検する者 ・1年以上継続して被保険者である者 ・年齢が満35歳以上である者 ・成田市国民健康保険税を完納している世帯に属している者 ・当該年度において人間ドック(脳ドックにあつては、当該年度及び前年度)、特定健康診査、後期高齢者健康診査を受診していない者 																											
	平成 9 年度				【補助対象経費】																											
根拠法令等	(市) 成田市国民健康保険人間ドック事業実施規則 (規則改正後: 成田市国民健康保険人間ドック受検費助成規則)			補助率	【補助率】																											
留意事項	令和2年4月を施行日として規則改正。 (改正内容については所見欄に記載)				<ul style="list-style-type: none"> ・人間ドック及び脳ドックの受検にかかる費用 ・人間ドックは費用総額の7/10(上限35,000円) ・脳ドックは20,000円 																											
決算内訳	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="4">平成 30 年度決算額等 (単位: 千円)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>割合</th> </tr> <tr> <td>全体事業費</td> <td>50,820</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td>うち市補助金</td> <td>35,148</td> <td>842</td> <td>69.2%</td> </tr> <tr> <td>うち国補助</td> <td>0</td> <td style="border: none;"></td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>うち県補助</td> <td>0</td> <td style="border: none;"></td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>自己負担</td> <td>15,672</td> <td style="border: none;"></td> <td>30.8%</td> </tr> </table>				平成 30 年度決算額等 (単位: 千円)					金額	件数	割合	全体事業費	50,820			うち市補助金	35,148	842	69.2%	うち国補助	0		0.0%	うち県補助	0		0.0%	自己負担	15,672		30.8%
平成 30 年度決算額等 (単位: 千円)																																
	金額	件数	割合																													
全体事業費	50,820																															
うち市補助金	35,148	842	69.2%																													
うち国補助	0		0.0%																													
うち県補助	0		0.0%																													
自己負担	15,672		30.8%																													
				成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・佐倉市: 50%(上限10,000円)脳ドック50%(上限10,000円) ・四街道市: 70%(上限25,000円)脳ドック含む ・八街市: 50%(上限20,000円)、脳ドック50%(上限10,000円) ・印西市: 50%(上限30,000円)、脳ドック50%(上限20,000円) ・富里市: 50%(上限20,000円)、脳ドック50%(上限20,000円) 																											
					【近隣自治体の補助率】																											
					<p>成果指標: 助成件数</p> <p style="text-align: right;">(単位: 件)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>年度</th> <th>数値</th> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>842</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>846</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>886</td> </tr> </table>	年度	数値	平成30年度	842	平成29年度	846	平成28年度	886																			
年度	数値																															
平成30年度	842																															
平成29年度	846																															
平成28年度	886																															

事業費補助金調査票(裏)

項目		担当課確認欄	
公益性	補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する	ア. 地域での住民自治や社会福祉に著しい貢献が期待できる事業 に該当	
	市の総合計画に合致する	成田市総合計画の基本目標である、「健康で笑顔あふれ、共に支え合う社会をつくる」に合致する。	
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	はい	国保広域化に伴い医療費適正化をはじめとした保健事業の重要性は増加しており、被保険者の疾病の早期発見及び治療につながる本事業は社会情勢に適合している。
	類似の補助事業はない	はい	
妥当性	特定財源控除後の市補助率は1/2以下である	いいえ	近隣自治体と比較して補助水準が高いものの、本市では「医療・福祉の充実したまちづくり」を掲げており、本事業は医療・福祉の充実に寄与するものである。なお、助成額の格差解消などのため令和2年4月を施行日として補助要件の見直しを行う。
	近隣自治体と比較した本市の補助水準	高い	
明確性	個別の規則が整備されている	はい	
	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合	—	
	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象者、対象経費、算定基準が明記されている	—	
	成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している	—	
有効性	補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか	はい	助成件数 H28年度：886件、H29年度：846件、平成30年度：842件
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	助成件数は被保険者数の減少に伴い減少したものの、800件以上を維持しており、ニーズは高い。また、疾病の早期発見及び治療により医療費の抑制につながっていると考えられる。
補助対象外経費	成田市補助金等交付規則運用方針第10条各号に掲げる経費については、補助対象外としている (補助対象外経費) ・補助事業等に直接関わりのない人件費に係る経費 ・慶弔費及び交際費に係る経費 ・懇親会及び飲食に係る経費 ・慰労を目的とした旅費に係る経費 ・入場料等受益者負担で賄うべき経費 ・団体の資産形成(積立金等)につながる経費 ・その他補助することが適当でないと認められる経費	はい	
課題			
最終評価	維持継続		
評価者所見	<p>助成水準は規則改正後も近隣と比べ高水準となるが、加入者が高齢化し、保健事業、医療費適正化事業の必要性が高まりつつある中、継続して行っていく必要のある事業である。</p> <p>なお、令和2年4月を施行日とし、下記の通り補助要件の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年以上継続して本市の住民基本台帳に登録されている者の要件を削り、申請の日及び受検の日において本市に居住し、本市の住民基本台帳に登録されている者とする。 ・受検の間隔の要件を緩和し、当該年度(脳ドックにあっては当該年度及び前年度)において助成を受けていないこととする。 ・人間ドック(脳ドックを除く。)の助成の上限額を3万5千円とする。 		